

足利市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

第 1 条 受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」及び「足利市個人情報保護条例（平成 14 年足利市条例第 5 号）」を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（業務主任者等の届出）

第 3 条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務主任者及び業務従事者（以下「業務主任者等」という。）を定め、個人情報を取扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に処理実施体制報告書（様式第 1 号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、業務主任者等を変更する場合は、事前に書面にて発注者に報告し了承を得なければならない。

（教育の実施）

第 4 条 受注者は、業務主任者等にこの特記事項の内容をその他個人情報の適正な取り扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、業務主任者等を対象とする教育及び訓練を実施しなければならない。

2 受注者は、前項に掲げる教育及び訓練を実施した業務主任者等が受託業務に着手するまでに、機密保持に関する誓約書（様式第 4 号）を徴取しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第 5 条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第 6 条 受注者は、受託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、受託業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託（変更等）承認申請書（別記様式第 2 号）により発注者にて申請しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（別記様式第 3 号）にて再委託を承認するものとする。

4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

(2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続き及び方法。

6 受注者は、再委託先における受託業務の履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求

めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の管理)

第7条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行なうこと。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務履行に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された端末及び媒体のバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
- (6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故(以下「漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (7) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、受託業務に係る作業を行わないこと。
- (8) 受託業務に係る作業を行う端末機器に、アプリケーションをインストールしないこと。業務の遂行上、やむを得ず必要となる場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第8条 受注者は、収集又は作成した個人情報を受託業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第9条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第10条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第11条 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告を書面にて提出しなければならない。

- 2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができるものとする。